



# 減価償却資産と法人税



「経理のプロ」になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいか、その基礎をレクチャーします。

税理士  
平井 満 広

掲載(予定)テーマ  
①減価償却資産と法人税  
②資本的支出と増減費  
③リース資産の償却  
④繰上買入の取扱い  
⑤繰上買入の取扱い  
⑥有価証券の評価のしかた

これから減価償却資産と法人税の取扱について紹介いたします。最初に「減価償却」についておさらいしましょう。

## 減価償却はなぜ必要か

「減価償却」とは、資産の購入金額(取得価額)といいますが、資産の使用可能期間(耐用年数)といえます)に応じて、費用配分する計算手続きのことです。

120万円の車両を購入したケースで考えてみましょう。

車両は法令で耐用年数6年とされているため、購入代金の120万円も6年間に分けて(たとえば毎年20万円ずつ)経費とすることになります。購入初年度に120万円全額を費用とすることはできません。

減価償却は、費用と収益を対応させて毎年の企業業績を正しく捉えるために行ないます。たとえば車両を購入して毎年100万円の売上を稼ぐケースで考えてみましょう。

減価償却として毎年20万円の費用を計上すると、利益も毎年同額(80万円)となります。

もし減価償却しないで購入初年度に取得価額全額を費用とすると、初年度は20万円の赤字となる一方で、翌年以後は100万円の黒字となります(図表1参照)。

このように同じ事業活動なのに業績が大きく変動してしまったり、会社を正しく評価できなくなってしまうのです。

そして、こうした問題を解決するために行なうのが減価償却だということです。

## 法人税法で定められた減価償却方法とは

減価償却の計算はいくつかの方法があります。法人税法で定められた主な償却方法と償却限度額(法人税法上の損金となる償却費の額)は次のとおりです。

どの方法で計算しても、最終的に(取得価額マイナスイ円)まで償却することとなります(図表2)。

図表1 減価償却の考え方

(1) 減価償却を行なう場合の利益					
売上 100	償却 20	売上 100	償却 20	売上 100	償却 20
I期 黒字80		II期 黒字80		III期 黒字80	
(2) 減価償却しない場合の利益					
売上 100	取得費 100	売上 100	費用 0	売上 100	費用 0
I期 赤字△20		II期 黒字100		III期 黒字100	

① 定額法  
取得価額に一定率を乗じて償却額を計算する方法です。減価償却の額は原則、毎年同額となります。定額法と旧定額法があります。

② 旧定額法  
平成19年4月1日以後に取得した資産に適用される償却方法です。償却限度額は算式1で計算します。

③ 定率法  
平成19年3月31日以前に取得した資産に適用される償却方法です。償却限度額は算式2で計算します。

④ 250%定率法  
平成19年4月1日以後に取得した資産に適用される償却方法です。償却限度額は算式3で計算します。

⑤ 200%定率法  
平成24年4月1日以後に取得した資産に適用される償却方法です。定額法の償却率を2倍した償却率(250%定率法)とよばれます。償却限度額は算式4で計算します。

⑥ 旧定率法  
平成19年3月31日以前に取得した資産に適用される償却方法です。償却限度額は算式5で計算します。

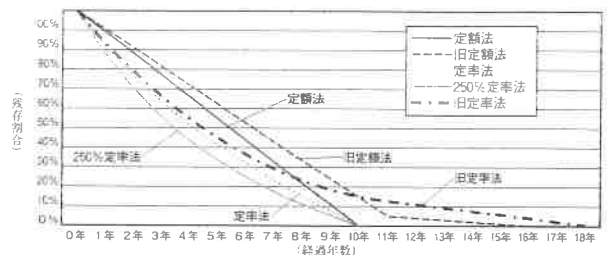
⑦ 生産高比例法  
あらかじめ見積もった資産の総生産量のうち、実際の生産高に応じた割合で償却額を計算する方法です。償却限度額は算式6で計算します。

⑧ リース期間定額法  
平成20年4月1日以後に締結された所有権移転外リース取引(リース期間終了時にリース資産を無償で賃借人に譲渡しない等)により賃借人が取得した資産に適用されます。償却限度額は算式7で計算します。

法人税法で選定できる償却方法は、資産の区分ごとに定められています。

なお、新たに設立した法人は、設立日の属する事業年度の確定申告書の提出期限までにその選定した償却方法を納税地の所轄税務署長に届け出る必要があります。

図表2 償却方法別の残存割合と経過年数



① 定率法  
未償却残高(取得価額のうちまだ償却費に計上していない部分)に一定率を乗じて償却額を計算する

② 250%定率法  
平成24年4月1日以後に取得した資産に適用される償却方法です。定額法の償却率を2倍した償却率(250%定率法)とよばれます。償却限度額は算式3で計算します。

③ 旧定率法  
平成19年3月31日以前に取得した資産に適用される償却方法です。償却限度額は算式5で計算します。

④ 200%定率法  
平成24年4月1日以後に取得した資産に適用される償却方法です。定額法の償却率を2倍した償却率(200%定率法)とよばれます。償却限度額は算式4で計算します。

## 算式1 定額法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額}) \times \text{耐用年数に応じた定額法の償却率}$$

## 算式2 旧定額法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{残存価額}) \times \text{耐用年数に応じた旧定額法の償却率}$$

## 算式3 定率法(200%定率法)

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{既償却額}) \times \text{耐用年数に応じた200\%定率法の償却率}$$

$$\cdot \text{償却保証額} (\text{取得価額} \times \text{耐用年数に応じた200\%定率法の保証率}) \text{に満たない場合}$$

$$\text{償却限度額} = (\text{改定取得価額}) \times \text{耐用年数に応じた200\%定率法の改定償却率}$$

## 算式4 250%定率法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{既償却額}) \times \text{耐用年数に応じた250\%定率法の償却率}$$

$$\cdot \text{償却保証額} (\text{取得価額} \times \text{耐用年数に応じた250\%定率法の保証率}) \text{に満たない場合}$$

$$\text{償却限度額} = (\text{改定取得価額}) \times \text{耐用年数に応じた250\%定率法の改定償却率}$$

## 算式5 旧定率法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{既償却額}) \times \text{耐用年数に応じた旧定率法の償却率}$$

$$\cdot \text{償却費の累積額が取得価額の95\%に達した年の翌年以降}$$

$$5\text{年間均等償却} (\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{取得価額} \times 95\% - 1\text{円}) \div 5)$$

## 算式6 生産高比例法(鉱業用減価償却資産の場合)

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額}) \div \text{採掘予定数量} \times \text{その事業年度の採掘数量}$$

## 算式7 リース期間定額法

$$\text{償却限度額} = (\text{取得価額} - \text{残価保証額}) \div \text{リース期間月数} \times \text{その事業年度のリース期間月数}$$

ひらひら みつひろ 平井会計事務所代表、「会計を通じて人を幸せにする」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を注いでいる。